

産前産後休業掛金免除（変更）申出書

第164条の6様式

組合員氏名		共 濟 花 子			組合員証 記号番号 または 個人番号	記号 番号	3 3 3 - 1 2 3 4 5	個人番号（記号番号を記入したときは不要）	
所属 機 関	名称	〇 〇 市							
	所在地	群馬県〇〇市〇〇町1-1							
産前産後 休業期間		初日	平成△△年 4 月 4 日			末日	平成△△年 7 月 10 日		
		初日 (変更後)	平成 年 月 日			末日 (変更後)	平成 年 月 日		
産前産後休業に係る子の出産年月日					出産予定日	平成 △△年 5 月 15 日			
					出産日	平成 年 月 日			
単胎又は多胎の別					<input checked="" type="radio"/> 単胎 ・ <input type="radio"/> 多胎				
<p>上記のとおり、掛金の免除（免除変更）を申出します。</p> <p>群馬県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>平成 △△年 4 月 10 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 前橋市元総社町335-8</p> <p style="text-align: right;">申出者</p> <p style="text-align: right;">氏 名 共 濟 花 子 印</p>									
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>平成 △△年 4 月 10 日</p> <p style="text-align: right;">職 名 〇 〇 市 長</p> <p style="text-align: right;">所属機関の長</p> <p style="text-align: right;">氏 名 赤 城 一 郎 印</p>									

備考)

- ・派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
- ・産前産後休業期間とは、出産日（出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
- ・掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。